

戸、税法上で何戸といふことは、数字的な根拠としては非常にあげにくいと思ひます。税法の問題は全体にカバするものであります。しかしこれは逆説的に申すならば、感じましたしましては、昨年のお話しの通り約二十万戸に對して二十三万戸を期待したといふことは、三万戸の増加分は、その分だけ引き抜いての問題じゃありませんけれども、全体として三万戸の増加を期待しているといふことについては、今まで税法及び資金的な措置をいたさなかつた昨年度に比べて、これらの措置をいたすことによつて、三万戸増のものを予想しても、これらが実現し得るという全般的な考え方のもとに立っておるわけでありまして、今の税法によつて何万戸、資金供給によつて何万戸といふことを割り出すといふことは、少々無理があると思ひますが、心持としてはそういうふうな考え方であるわけでありまして。

○石井桂君 この問題についてこれ以上大臣から御答弁を詳しく求めることは望めませんが、四十二万戸のうち二十四万五千戸の民間住宅といふことがはつきりしないと、実はわれわれあるいは国民の待望する四十二万戸の、非常に何といふか、あこがれている目標が根柢からくずれてしまふのです。そこで、どうも二十四万五千戸の方がはつきりわれわれに納得がないかのように私は思ふのですから、これをしつこくお聞きしたわけなんです。それが、それではまあ大体見方の相違でございまして、私も二十四万五千戸は非常に無理じゃないか。無理だとすれば、私もは次に考えることは、実は住宅を建てて、建てた住宅が

国民に非常に喜ばれるような形のものであつてほしいといふように考えるものであります。順序として四十二万戸は政府の期待するところとはつきりつかめないものであるならば、建てられる住宅が質的によくてしかも四十二万戸に近い数であれば、政府の所期の目的が達成せられるのではないかと、こういうふうに考へて、むしろこの中のひどい非難のあるものの質を改善するようにした方がいじやないかといふ考へを持つておられます。四十二万戸の方はつきりできるのだといふことがわかりました。少しづつではありますが、この中でも、思ひ切つてのんでしまふかといふ判断もできるわけですが、四十二万戸がでかきで、これが三十九万戸か三十八万戸とかいふことになつてしまふならば、どうせそんな信頼できない数ならば、むしろあまり小さい住宅を建てて、国民をあたら苦しませる、あるいは金融公庫で借りた場合に、非常に今までは楽に借りられた階層が、もう借りられなくなつて、あと五年か六年働かなければならぬ、頭金を作るために努力しなければならぬ、こういうことを少しでもさせたくないといふことで、これに取りつてやかましく言つておられるわけなんです。そういう趣旨でございまして、もし今大臣が御答へ下さいました以上には何か御答弁できる資料がありましたら、お話をいたしたいと思ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 御趣旨はまことにどうもございまして、私たちもこの二十三万戸と一万五千戸といふ数を固めずためには、決して簡単にきめたつもりもありませんし、あらゆる角度から検討いたしました結論

でありますので、われわれとしてはそんなに非常にこれは実行とはかけ離れるといふことは毛頭考へておりませんが、しかし十七万五千戸とは性質が違ひますから、お話のようにいろいろ見方の相違はどうか避け得られないと思ひますが、いろいろ検討いたしました。この目標は必ず実現が出来るし、また最近の情勢から見れば私たちは十分やり得るといふふうに考へております。が、決して全体を通しましてこれはおつておいてできるというものではありせんから、十分いろいろ御注意は伺つて、この確保のために最善の努力をいたしたい。なお、いろいろ御注意をいたしたい。この中ではお検討を要する問題がありますれば、その検討をいたすことには、何らやぶさかではありせん。

○石井桂君 その数のことに關連する問題ですが、公営住宅法による三十九年計画の今回の二次計画は十五万五千戸。で、第一回の三十九年計画よりも少くこの案を作られておるようでございますが、大体計画といふものは百パーセント必ず実行しなければいけないのは、それはその通りでありますけれども、何か非常に歩どまりのことを心配されて、前年度よりもむしろ積極的ななければならぬ計画が、消極的に陥つていふやうに私は考へます。三十九年計画の今回の第一期計画に比べて、落ちた理由はどういう理由ですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) お話しの通り、十八万戸を十五万五千戸にいたしました点は、いかにも消極的な感じが与えておると思ひますけれども、決してさうなわけではありせん。んので、それは今御審議をいたしたいので、それとこの公営住宅といふものが、われわれの考え方といたしましては、公営住宅に相匹敵するところの国家の資金を重点的に注入する住宅対策でありますので、もちろん中身についてはいろいろ違ひはありますが、当初公営住宅法の御立案をなすつた当時の予算の考え方といふものを、今度といたして考へていくならば、今度の公営住宅といふものは、あの計画に比しては入るけれども、政府の住宅対策としてはそれに沿つていくものだと考へますので、われわれは現実的には公営住宅の内容といふものは決して低下をいたしたとは考へておりません。しかし、一応公営住宅法に基きましての計画でありますから、公営住宅をこれに加えるといふわけにはいきませんから、除いて計画をいたしました結果、今年度の五万戸を基礎にいたしまして、経済の六十九年計画の国民所得の漸増を基礎に一応考へまして、三年間に漸次増加を見た集計が十五万五千戸といふことになりました。ですから、これも前回の三十九年の結果から見ますと、計画量に対する実施量が、いろいろな諸般の経済の変化が激しいときでありましたから、計画通りに行つておらなかったといふことも一つのことであると思ひますが、われわれとしましては、今後立てます計画はあくまで計画を実現をいたす責任を感じておりますから、ことの予算を基礎にいたしまして、来年度の、再来年度といふものを百パーセントに実現をするといふ前提で立てましたから、現実的には、御承知の通り、前三十九年計画と決して後退はいたしておらぬつもりであります。

○石井桂君 大体今までの問題は数の問題についてお尋ねをいたしました。が、三十年度の住宅対策を見ますと、住宅を供給するべき対象でございます。ね、どういふ階級を対象とするかは、施策なのかといふことを、現れた表によつて判断いたしますと、公営住宅の数が、今大臣は御説明下さいましたけれども、第一次計画よりも多少少い数である。その少い数に基く今年度の五万戸の公営住宅の内容は、かなりまあ家賃を少くするといふ考へが主となつたせいであります。どうか、非常に小さいものばかり、国民の何といひますか、最下層でなくとも、中産階級くらいが望めるところのものを、日本公団法によるところの事業にしてしまひました。その結果、家賃は五割も六割も上つてしまつたといふ結果になつております。また住宅融資保険法による貸付資金によつてできる住宅のことを考へますと、これはなおそれ以上の人でなければ借りられない。それから金融公庫の貸付率は一割上つてしまつた。ますます住宅に困つてい入る人がある。一番困つて、一番苦しむ層に對する施策が非常に留守になつてしまつて、何といふか、今まで第二種公営住宅といふべきクラスと、それから会社とか役所といふ重役とか局長以上のクラスでなければ利用できない、そういう施策だけが講じられていふやうで、何かこう、まん中の層が供給の対象になつていないやうなふうにも感じられるのですが、その点は大臣はどういふふうにお考へになりますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) いろいろこのやり方については御批判もあ

しようと思ひますし、毎回申し上げる
ように、私たちがこのこまかい内訳が
最善のものと考えておりません。か
ら、いろいろ御注意をいたすことに
よりまして、予算のことでありま
すから、実施の面について実情に
合ふように最善の努力をいたしたい
と考えています。が、全体的なこの
案を立てます考え方が、全体的な
につかましては、私は次のように考
えておりますが、これも御批判、御
検討をいただきます。

それは、いろいろな諸条件の変化で
ありますが、一つは地方財政が御承知
のように非常に窮乏をして参りまし
て、戦後のインフレの時代と交りま
して、なかなかいいことも、政府の要
求する計画が地方の自治体において
実現不可能な事態が各方面に起つ
つある、また起つとしております
ので、政府全体もそうでありま
すが、今年の建設省の予算を立て
ます場合に私が一番注意をいたした
一つは、地方負担をできるだけ大
膨脹せしめないように、しかも政府
の政策を既定通りやることにでき
るだけ意を用いたつもりでありま
す。たとへば、道路について負担率
を引き上げまして、約六十億地方
負担を軽減をいたしました点等も、
道路のキロ数からいへば反対のこ
とではありますけれども、これが今
日の事態に、将来のことは別として
対処するに、こうでなければなら
ないかと考えています。住宅の問題
もそういう考え方です。公営住宅
というものがいわゆる低家賃階層に
対する政府の住宅政策としては重
点的なものであつて、これをできる
だけ伸ばさなければならぬという考
え方には決して變つておりません
けれども、そうかといつて、今まで
やつて参

りました地方負担の建前を根本的に改
めるならいざ知らず、そういう建前
をとる限りにおきましては、この公
営住宅全体の規模を思い切つて、戸
数よりも金額のワケにおいて、非
常に拡大するということとは、地方
負担の現状からわれわれは無理じ
やないか。これでも約百億の地方
負担を伴うわけでありまして、そ
ういふ見地から考えますと、公
営住宅全体を通じてできるだけ地
方負担を増さないで、そして戸数
をできるだけふやすという考え方を
とつたわけでありまして、それには
御批判はありましようけれども、第
二種住宅にともないたさなければ
ならぬ一面の要求もありましか
ら、そこで第一種のうちで単価から
見て一番金のかかる進歩した中層
アパートの分を公団の地方負担の
少い制度の方へ移すことによりま
して、それを補ひ解決をするという
考え方をとつたわけでありましか
ら、その結果、公団の方は頭金も
要らないし、また多少公営よりは高
くなるかも知れませんが、せんけ
れども、できるだけ公営に準じた
ところをねらい得るような建前を
公団によつて補う。しかも地方負
担を伴わない、ごく一部分を地方
負担に期待するといふやり方を講
じて、これを公庫等全体の調和を
とることによつて、大体両面の要
請にこたへ得るというふうに考
へた次第であります。もちろん、さ
つき申し上げましたように、個々
のこまかいやり方等につきましては、
なお検討をいたすつもりでありま
す。

○石井桂君 それでは方向を少し変
えて、日本住宅公団法なるものによ
つて、主として大きな都市の周囲
の近郊に集团的に住宅を建てられ
るような計画でございまして、今
までの住宅が集团的に建つた跡を
見ますと、住宅だけ建てまして、
道路とか下水の施設、その他学校
だとか、そういうものの費用に地
方では非常に困りまして、そして
住宅は置きまして、道路も下水も
形がないままに放置されておる。そ
の結果、文化住宅、衛生住宅を
建てても、非常に不衛生な住宅と
なり、かつ道路などは、東京で例
を言いますれば、家から出て大通
りに出るまでが長つたといふやう
な場所もあるわけでありましか
ら、どうしてもそれを文句なしに
住宅街を作らうとすると、地方の
負担というものは非常に附屬施設
にかかるわけですね。それで公
営住宅法の方をまた一方見ますと、
そういうものはないし、なかなか
十分に経費はございせんから、
今度は日本住宅公団法による住宅
を建てます場合には、そういうもの
の負担というものはどこがやるよ
うになるのをごいさしなうか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) お話の通
りでありまして、公団の中に今度
宅地造成の分として約十億見込
んでおりますが、これは今御指摘
のような道路を初め、いろいろな
宅地造成の資金に充てたいと思
つておられます。これで決して
十分とは考えませんが、これは既
定計画をくずさぬ範囲におきま
して、都市計画その他の面からも
十分協力をし、もう一つのこと
によつて、今度そういう面での
不十分な点を補つて参りたい。し
かし公団の百万坪は、公団の自
分の建てる宅地としては三十万
坪もあれば足

るわけでありましから、その他の
ものは、今御話のような公庫
あるいは公営の宅地供給に向
けていって、できるだけ今
までさういふ面で不十分な
点をこの公団の宅地造成によ
つて補つて参りたい。か
ういふふうに考えてお
ります。

○石井桂君 それでは、また他の方
向でございまして、公営住宅建設
関係におきまして、従来でもさ
うでございまして、建設費ある
いは宅地を取得する費用の標準
が、建設省の標準単価とい
うものが、地方庁にとりまして
は非常にシビアでありまして、
従来の実績を考えると半々の
補助であるはずのものが、国庫
補助が四割で實際地方の負担
が六割になつておる。この状況
は先般公聴会を開きましたとき
に、私は東京ばかりかと思つて
おりましたところ、長野県でも
さうだといふことで、これはま
あ確かに無理な、二分の一の
補助と言ひながら、實際は看板
に偽りありといふ結果になつて
おると思ふのであります。そこ
で地方的に、實際に地方的状況
によつて建設の標準単価を
変えたり、あるいは特に地価な
どはさうでございまして、や
つぱり地方的に全体のプール
の中で操作をしていただくま
せんことには、非常に地方の
負担が多くなります。先ほど
大臣が、地方の負担を減らす
ために公営住宅は小さくなら
ざるを得ないといふことも
つとね理由をお述べになりました
。それと同じような目的で、
苦しんでいる公営住宅の建設
単価あるいは宅地の単価につ
きまして、地方的に御考慮を
払われる御意思がございま
すか、どうですか、伺いま
す。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 従来御指
摘のような事実があつたものと
私も承知をいたして参りまして、この
点にはできるだけ一つ實際に
合ふようにいたして参るための
努力は、お話の通り、いた
すつもりであります。それには
いろいろなことがあろうと思
ひますが、一つは土地の問題が
いつも一番大きな原因であ
らうと思ひますので、これに
ついては實際に合ふように
できるだけいたしたいと思
ひますが、十分ではな
かろうと思ひますが、今申し上
げた住宅公団の宅地造成を
これにつけ加える等により
まして、一方において足
りないところを補つて参
りたい。それについては、衆議
院の御審議の結果を待
ちまして、政府の原案で住宅
公団に少數の都市に集中する
といふこと、今の段階として
はもう少し広げろといふ衆議
院側の御意思もわれわれは
受けておりました。い
ずれ衆議院の御審議を
経まして、国会の御意思等
もわれわれはよく尊重を
いたしまして、公団の運営に
當りまして、今御指摘のよ
うな地方の事情に合
いますように、いた
さなければならぬと思
ひます。いろいろな面を
あわせて御趣旨のよ
うな努力をいたしたい
と考えております。

○石井桂君 こまかい点はさら
にどうありますが、他の委員
もおいでの上でありますから、
一応私はこの辺にしてお
きます。

○近藤信一君 本年度の計画で
行きますと、高層建築、あれ
がなくなつたので、地方では
たとへば去年高層建築法が
できまして、そのために今年
度高層建築を建てようとい
ふいろいろな予定を定
めておりました。造成計画
なんかもずつとやつてきた
のですが、それが今年度の
計画でなくなつたとい

ことで、今まで手入れた費用なんかも本年度だめになつてしまふのですね。そういうものに対して建設省は何かの方法で、もし昨年度のあれで計画していつて本年度それがだめになつた場合には、何かそれに対するあれがあるのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) お話のような点が起るかと思ひます。これはだんだんと進歩でありますから、中層アパートにだんだんと発展していくといふことは好ましい形でありました。が、今度それを削りました点は、先ほど申したように、消極的な意味で削つたわけではなくて、それを公団に移したといふのがわれわれの考え方でありました。従つて、公団の運営を今の御注意のような点に結び合せて考へて参りますのと、また残つております中層アパートのやり方を、今のような地方的なといひますか、おそらく御趣旨はそういう意味だろふと思ひますから、そういう方面によつて公団の計画と調和をとつて参りますならば、中層アパート全体の戸数というものは思ひ切つてふえたわけでありまして、それが公団でいくか公営でいくか、やり方には二色ありますけれども、結果的には私は地方の御要望に沿ひ得るものと、むしろ拡大をして参りますから、十分に御期待に沿ひ得るものと考へております。

しかし、その点については、今前段でも申したように、公団のやり方につきまして、地方の御希望が熾烈でありますので、これは全体の計画をくずさぬ範圍におきまして、それらの御希望に合うように今後考へていくべきではないか。参議院の御意向等も伺つて考へたいと思ひます。

○近藤信一君 先ほど石井委員からもちよつと質問しておりましたが、今度公団で建てられる家が六坪の狭小アパートがたゞさん建てられるわけでありますが、そこでまあ私どもこの前の質問でも申しましたように、これは下層階級、いわゆる現在住宅を欲しておる人が対象でなくして、高級者が対象となるのではないかと、そういうおそれがあるのではないかと、こういうふうなわれわれは考へておるのですが、それに對して、大臣はそんなことはない、安く入つてもらうといふ意圖のものに、さういふ計画を立てておるのだと、こゝ言つておられました。が、實際安く入つてもらうといふ考へだと言われるのは、一体實際計画の上からいくと、幾らぐらゐの家賃で入つてもらえるか、こゝいうより具体的な一つ御所見を承わりたい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 目標は、公団のお話でございまして、全体のお話ですか。今安い対象になるのは、公団のことですか。

○近藤信一君 公団のことです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ごもつともなことでありまして、実は公団の家賃計画も公営のようになつて出していし上げるのが、誤解がなくてよいと思ふのでありますけれども、民間資金等のこともありますので、これは一応の目標でありますので、今後金利の引下げも、今一般情勢にらみ合せて、予想しておる民間資金でもできるだけ引下げてもらおうといふ努力もいたしておりますので、きつと公営のやうに家賃を計算したのを申し上げておらぬものですから、いろいろな誤解があります。これを全体的に申し上げ

れば、公営、公庫の住宅、従来の産勞住宅に匹敵するやうな家賃で考へて参りたい。御承知のように、金融公庫の方は、産勞でも相当な頭金を要したわけでありまして、こつちの金だけで考へる家賃よりはどうかとも實質的に負担がかかつておつたのであります。が、公団の方は全部公団の資金でできるわけでありまして、いろいろかれこれにらみ合せて、今のところ考へられますのは、公庫と公営の間程度のところで十分やり得ると考へております。

○近藤信一君 公庫と公団の間からいふあれでやられるだらうとこゝういふお話ですが、私どもは今までいろいろ見ております。あれによると、従来の公庫住宅と、それから地方公共団体が公営住宅として公庫から金を融資していただいた建ててやつておるやうな住宅でも、でき上つてみると、相当高い家賃になつておるのです。この前も新聞に出ておりましたが、五、六千円の家賃だと、結局、これでは實際の勤勞者が入るといふやうなことは夢のやうなことだらうなんて新聞に出ておつたのですが、實際に建築してみると、實際高い家賃でなければ入つてもらえないやうな結果に相なるのが、今までの例であつたと思ふのです。それで、今大臣が公庫と公営の間からいだと予想はしておられるが、實際建ててみてから、ほんとうに困つておるやうな人は入れないやうな結果になるおそれがあるのじやないかと、われわれは心配するのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) その点は、私は決してさういふことはないと思ひをいたしておりますが、計数的に何千

何百円といふことを申し上げておらぬだけのことでありまして、大体の見当は立てておりますから、なお官房長から申し上げてもよろしくございまして、決してさういふことにはならぬと思ひます。なお、今お話しのやうなやつてみるとだんだん高くなるというのは、やはりだんだんと希望がついて参りました、なかなか役所でやつていふやうなものでは満足しなくなつて、これは進歩だからこつちやうなことであります。が、質をよくするといふやうなことではついで高くなるということ、それから一般的問題でもありますが、宅地がどうしても予想より高くなつてそれが家賃が重くなつてゆくといふやうなことが、それから産勞住宅でいえば頭金がかかる大きなものだから、それを計算の入れ方によつては高くなるといつたやうなことが伴うわけだらうと考へますから、さういふことをよく勘案をいたしますならば、公団は全額政府の金で建ちますし、宅地も別途に考慮をいたしておるやうなことからいして、決して御心配のやうなことは絶対にいたすつもりはない。

ただ、なぜこの家賃を明確に簡単に割り切つて申し上げませんかと、これは決して内輪にあまいなところがあるわけではなくて、御承知のやうに、資金の組み立て方が、民間資金と政府の財政投資、それから地方出資と預金部資金、あるいは郵便年金の資金等、いろいろな資金を組み合せておりますので、それが個々の面に参りまして、種類、やり方等を、予算では二つの、貸貸及び分譲といふことにしておきますけれども、これは地方の事情に合うやうにいたしますた

めにはいろいろな工夫をすべきだと考へて、そこでこのいろいろな金利の、ゼロから九分近い金利の資金というものを、組み合せ方によりましては、家賃あるいは分譲の価格といふものが非常に出て参ります。といふのは、全体を平均すれば同じなんですけれども、初めにある程度高くして、あとで安くするといふやり方を産勞住宅等で行う方がいかに、これを全部長い間の均等償還でやる方がいかにといふやうなことも、これは相手によつていろいろ事情に合うやうにいたすべきだと考へて、それを今われわれが何千何百何十円だと申しますと、それがいかにも機械的に固定した考へ方になりまして、將來かへつて誤解を生むおそれもありますので、全体のワケから申せば、もう平均して計算すれば機械的には出るわけでありまして、さういふ数字を公営のやうにこつちと単純に申し上げないといふ趣旨は、資金の種類が今いろいろあるといふことから出るだけの原因でありまして、決してわれわれはそれが実行の面におきまして、申し上げているやうなことを考へておられませんし、またさういふ場面はないといふことをはつきり申し上げておきます。

○近藤信一君 最後の一つ、これは先ほどの石井委員の四十二万戸の問題とからんでくるのですが、この公団住宅が二万戸ですね、今年度。今から今年度の予算がきまるのだが、これから果して二万戸完全に年度末までにできましか。さういふ確信を持つておられるのですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これはお話の通り、一年まるまるあるわけではありませんが、困難だといえども困難でありまして、ある意味においては、当初からそのことを覚悟の上での計画でありますので、私は実現し得ると確信をいたしております。ということとは、決して大きなことを申す意味ではありませんが、二万戸の家を全国に非常にかまかくばらまくというわけでもなし、大体地方的な都市に集中して参るのと、一戸建ばかりありませんので、非常に大きな地域を必要とするわけじゃないということ、政府の国有地等も用意をいたしておるような関係で、当面二万戸分の宅地というものは決してそう不可能に近いような苦心は考へておりませんのと、それから資金的には、申すまでもなく、百六十六億を直ちに充足し得る用意をいたしておるわけでありまして、従来の公営等におきまして、政府の金はきまつたが地方の起債がなかなかうまくいかなかったというようなことで、資金の面で困難を来たしたことが実情でありますから、宅地と資金の面でこれが直ちにそろふならば、あとは現実の仕事の問題でありますから、これを手順よく運ぶならば、私は決して二万戸の建設は考へておりません。もとより努力はいたしてゆくつもりであります。

○田中一君 最初伺いますが、大臣は、先般九日の日にこの本委員会を参考人に来ていただいた参考人の意見を聞いたこと、当時御出席になつておりましたか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 大体のところは了承いたしております。

○田中一君 では、九日の日の参考人の御意見を御了承なすつていらつしやるといふ前提のもとに、まず総括的な質問をしたいと思ひます。

杉村教授の意見によりますと、公団形式というものは一つの経済統制の方式として生まれたものだ、こういうような定義をしておるのです。従いまして、今の鳩山内閣としては初めての公団方式でございます。また商工委員会でしたか、農林委員会には、愛知用水の公団の案も出ております。従つて、このような公共企業体のうち、統制経済的な政策のもとにこのような構想を持つてこれらかどうか。そうして今の住宅公社が提案され、かつまた愛知用水の公団が提案されております。この二つから関連いたしまして、どのような構想から出発されて公社案というものを立てになつたか、公団という形式をおとりになつたか。こういう点をまず根本的な問題として、民主党の政策としては自由経済に対するものという点の御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 私は教授の意図がどこにあるかということ、直接確かめたわけではありませんが、今それをかれこれ申す意味ではありませんが、この公団の公団が統制方式を前提として考へられたというところは、あるいは戦時中の公団のことを連想をされてお考へになつたのではないかと、いうふうに私は受け取つております。

が、これはもう申すまでもなく、戦時中の公団はほんとうに統制方式、資材の統制を目標にして作つたものでありまして、まさに統制方式でありまして、今度の公団は絶対にそういうことを考へたものではございません。これは国家資金をもつてやるならば、国家あるいは地方公共団体がやればいいのでありますが、それよりもむしろ民間資金を加えて、もつと自由な立場で、役所よりも思ひ切つて企業性を持つてといひますか、統制とはまるで反対の方向に立つて住宅の建設をいたすことの方、全部とは申しませんが、必要だと思ひますから、統制方式とはむしろ反対の方向を企図しておるというつもりであります。

○田中一君 自由党内閣時代に、これは戦後です、戦前ではないのです、戦後から公団並に公団に類似のものが生まれておるのです。たとへば鉄道にしても、専売公社にいたしましても、いろいろなものが出ています。従つて、このような形の構想といひますか、そういうものから出発したものと見られるのですが、大體学問的な定義からいへば、経済統制の方式から来たところの公団である、あるいは公団であるという考へ方を、学問的に杉村教授は言つておるのです。従つて、公団という構想が公団に移つたといふことは、少くとも前例があるからこういふことをするのだといふのじゃなく、非常に建設が遅々として進まないところの住宅問題解決のために、やはり統制方式といひますか、まとまつたですね、民間にばらばら自由にさすのでなくて一つまとまつ

て腰をおろしてやつてみよう、こういふようなつもりでできたものと思ひます。もしも資金を集めるために会社や公団でなくてはならぬといふなら、民間にやらしてけつこうなんです。たとえば、損害保険協会並びに火災保険協会にやらしてもいいのです。民間資金でやるならば、少くともそうした資金を吸ひ上げて一つの系統立つたところの住宅建設をやつていこうといひますか、奥にはやはり住宅統制といひますか、かようなものがひそんでいなくてはならぬと思ひます。従つて、これが一種の修正資本主義といひますか、御議論のところからいへば、御議論のところが少くも、なぜ公団を作らなければならぬかといふのを、十分にわれわれ納得いくように御説明願ひたいのです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 今例にお引きになりました国鉄、専売公社等は、申し上げるまでもなく、公共企業体という範疇でありまして、そういうもの考へ方かと言われれば、若干それにといたところはあります。政府と民間資金とを合せたその中間的なものがいわゆる公共企業体でありまして、私は、ニューヨークのあの道路、橋梁あるいは地下道をやつておりますものは公共企業体であり、その狙うところはニューヨークの市域を越えた川の両岸を含むためには、ニューヨークという行政区域だけでやることはむしろ適当でないといふことも非常に大きな理由になつて、他の州にまで及ぶ公共企業体で道路、橋梁をやつておりますが、そういうものと考へ方においては、一脈の考へ方が共通なのは、今回のものが、住宅政策を広げていく場合にお

いて、行政区域を越えて考へる必要も、実施上はその方が便利であると考えた点なども、いわゆる御指摘のような公共企業体的な構想として考へたわけでありまして、決してこれは統制方式のための公団とは考へておりません。

しかし、住宅政策といふものを政府が強力に政策として推進をいたしていき、民間の自由な住宅の建設をただやれやれといふことだけではできませんから、公営及び公庫の制度に加ふるに、みずから住宅建設、宅地造成をやる。公団の機構といふものは、これに備える考へ方といふものは、住宅政策を国家が強力に推進する一つの方策であるといふことは確かでありまして、しかしそれは、重ねて申せば、いわゆる統制経済を前提としてのものでないと思ひます。

○田中一君 どうもはつきりいたしませんけれども、ではもう一つ伺ひますが、一国民が自分の力で住宅を持つことはできないんだという理由です、これを一つ。それから投資として住宅建設といふものがどうして成り立たないかという点。この二つの点につきまして、御見解を伺ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 私は、住宅を自分の力でできないといふのは、つまりした前提といふものは、考へておりません。元来がやつぱり自分の住宅は自分で建つといふことが、私は本来の姿だと思ひます。しかしこれは政策として、困窮者といひますか、低収入の者が、なかなか普通の方法で住宅がみんないないといふ面について国家が援助をして、

いろいろな方法で住宅が容易にできる
ようにこれを補つていくということ
が、私の立場での考え方ではないこと
ならぬというふうに考へておりますか
ら、これはやはり国民のいろいろな層
があり、その層に応じたそれ
ぞれの政策を考へていくようにとい
ふに考へております。

○田中一君 第二の点はどうか。住
宅というものが投資物件として可能で
あるか、不可能であるか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 今の申し
上げたような考へ方からいへば、私は
投資の対象となるべきものだ。ただ、
戦後の経済の激動期において、こうい
うものになかなか向き得なかつたとい
うことは、経済全体の戦後の過渡期と
いいますか、情勢であつて、世界全体
からいへばやはり住宅に投資が行わ
れておるわけでありまして、日本も
経済が安定をしてくれば、住宅に投資
は当然行われるものであるし、政策と
しては、住宅に投資が行われるよう
ないろいろな援助をいたすことが、わ
れらの立場における政治だと考へてお
ります。

○田中一君 それでは、もしも建設大
臣が言われるように、住宅投資とい
うものはベイスするんだ、採算が合
うんだ、いわゆる受当なる利潤を上げ
得るんだというならば、なぜ公団を作
る必要がございます。なぜ民間資金を
吸引する必要がございます。政府に
は、一方においては補助政策で持つて
おりますところの、これは自由党の政
策ですけれども、持つておりますところ
の公営住宅というものがあつた。

○國務大臣(竹山祐太郎君) その点
は、先ほど申し上げましたように、私

たちは前提が、みずから家を建てるこ
とを政府が援助するということの建前
で出発をいたしておりますから、従来
やつてきた公庫あるいは公営の制度を
引き續いて行つと同時に、公団もこれ
につけ加えていくということでありま
して、また逆にいへば、民間自立建設
というものもわれわれは認めておると
いうことも、そういうわけで、全部が
できないとは考へておりません。

○田中一君 どうも、この公団法に基
く二万戸の住宅をつけ加えた方がブラ
ス・アルファになるというふうなお説
のようにならうのですが、実際に民間資
金並びに地方公共団体がこの公団に投
資をして、どのような利益があるのだ
か。いわゆる企業として成り立つもの
の利益を予想しているのですか。むろ
ろ物質的にもあるいは精神的の面にも
ですね、どのような利益を想定して、
民間資金並びに地方公共団体の資金を
吸引しておるのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは先
ほど申し上げたように、民間資金が住宅
に入るであらうということは一一般論を
申し上げたのであつて、公営、公庫及
び公団は、政府が困難なる住宅建設を
促進するためにいたす施策であります
から、これに投資をしようという地方
公共団体の資金も、あるいは民間資金
も、これで非常な利益を予想してやる
というところは初めから考へておりま
せん。しかし、必要なだけの民間資金に
対する金利は、これは払わなければ、
普通の経済を無視するわけにはいきま
せんから、金利は払いますけれども、
これでもうかるというふうなことは、
もちろん出資する諸君もそんなに予想

してゐることはしないし、政府はもと
よりそんなことを考へてゐるわけでは
ございせん。

○田中一君 利益を目的にして公団が
設立されたとは思ひません。しかしな
がら、地方公共団体が出資をいたしま
して、どのような反対給付といひます
か、物質的にも精神的にも利益がある
かというところを伺つてゐるのです。そ
れを私は、今日全面的にとらうと流
れておりますところの住宅政策のう
ち、地方公共団体が、公団法に基く住
宅の建設というものは、従来まで一貫
してきたところの公営住宅方式に對し
まして一つの後退であるというふうな
意見が、みなぎつておる事實を知つて
おるのです。おそろく、政府が四十二
万戸のいわゆるふるしきをすみからす
みまで一応数字で埋めようといふこと
に、強行された地方公共団体の出資
ではなからうかと思ふのです。で、地
方公共団体がどのような経緯でみずか
ら進んでこれに投資をしたい、そうし
て協力をしたいという意思表示があつ
たか、どの県からどうあつたか、一
つ、あるいは町村でもけつこうです
が、お聞かせ願ひたいと思ふのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 地方公共
団体の出資というものが利益を生まな
いといふことは、これはもう初めから
わかつて切つた話でありまして、そうい
うことを地方も予想しておらぬこと
は、従来の公営住宅同様であります。
住宅政策そのものが利益を生むつもり
ではありせんから、そこで非常に反
対だといふお説もありますが、私は必
ずしもさうに考へておりません。先
ほど申し上げましたように、公営住宅
でやるならば、半額の地方負担は、強

制といつては言葉が適當でないと思ひ
ますが、当然負担をする建前の下に住
宅政策が遂行をされておるのでありま
して、それに比べれば、公団の地方出
資というものは、全体の額からいへ
ば、一割にすぎないものを地方が分担
をしていくということ、何も強制を
いたしておりません。これは法案その
ものからごらん下すつてもおわかりの
通り、十六億が必ずそろわなければ公
団は発足をしないといふのではなく
て、漸次地方の実態に合つて出てきて
くればそれを受けていくといふこと
でありまして、強制はいたしており
ません。

また地方からどうかということのお
話であります。これはまだ法案が成
立をいたす前に地方に割りつけて、出
すか出さぬかといふことを申すわけに
も参りませんから、さうなことは
いたしておりませんが、私は今の情勢か
ら言へば、この程度のものは地方
も出資してもらへると考へておるよ
うな次第であります。

○田中一君 私は、何も物質的な利益
を言つてゐるんじゃないのです。かり
に大阪市なら大阪市でも、府でも、若
千の投資をした。だから、大阪市の公
団住宅が何戸建てられる割当があるの
だ、このように考へておつたのですけ
れども、そうすると、たとひ十六億
を予定してゐるこの起債といふものが
負担し得る、出資し得る地方公共団
体がございまして、そこには原則と
してやらないといふ方針なんですか、
必ずやるといふ方針なんですか。私は
やるといふ方針のうちに了解してゐ
るんですが、どうですか。それを私は利
益と言つてゐるんです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) それは、
地方へは原則的には、お話の通り、出
資をある程度していただくという趣旨
が、公団と地方公共団体との事業の一
環性を保つためにやるわけでありま
すから、必ずしも金が目当てではないわ
けでありますから、伴つていくとい
うことが当然予想されるわけでありま
す。そのやり方につきましても、衆議
院においていろいろ御意見が出まし
て、できるだけ地方へ分散しようとい
う御趣旨等もあつたので、今われわれ
としては、さういふこともあわせて、
やり方については検討をいたすべきと
考へてゐる次第であります。現実の
問題としては、お話の通り、やる所へ
建つといふことが、結果的には当然
起つてくると思つております。

○田中一君 では、十六億の起債とい
うものがどこを想定し、またそこに
どういふ形でその資金が調達され、そ
うしてどのような反対給付といひま
すか、その出資をした地元に対して利益
が確保されるかといふ点の構想を伺
たいと思ふのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 利益とい
う言葉でわかりやすく申せば、要する
に、お話の趣旨は、何戸のそこへ家を
建つかといふことだと思ひますが、
さういふことが当然予想されて参りま
す。ただ、それを今のところ、当初の
考へ方は、公営の方を全国的にばらま
いて、公団はある程度集中的にやつた
らどうかといふ考へ方を当初より持つ
ておりましたことは事實でありますけ
れども、それを、衆議院の御審議の中
から、もつと分散をすべしといふ強い
御要求が出ておりますし、今後参議院
の御審議等を通じてよく御意見を伺つ

て、われわれは実行に移したいと考えておりますから、今のところでも、どこへどのくらいに割当をするかということ、全く白紙の状態でありまして。

○田中一君 これは白紙の状態とおっしゃるけれども、一応の構想がなくては、こうしたものは盛り上らぬと思うのです。従つて、今政府が持ち出した原案というものを、計画の原案というものを、これは公団ができれば総裁がきめるのだというようなことをおっしゃらないで、率直に今持つていくものを御説明願いたいと思うのです。総裁がきめるのだというところじゃ、これは納得できないので、今言つて一応の原案というものをもちださうと思つて、それを御説明願いたいと思つておるんです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) それを、先ほど申し上げましたように、当初は、東京、大阪、名古屋とかいう大都市に集中してやること、住宅緩和の方策としてよからう、あるいは北九州といったようなところがある程度予想をいたしたことはありますけれども、さうなことも何も最後のコンクリートにきめたものではなかつたのであります。さういふ考え方もいろいろ住宅の要請がある所にはある程度分散をせよという衆議院の御意図もあるものであります。さういふ考え方をよく実際に合うように、今検討をしていくというところで、何もあるものを臨しておるわけではあります。率直に申して、今さういふ段階でありますので、これらはむしろいろいろ御意見を聞かせ願つて、われわれは地方の全

体の住宅政策及び地方の実情に合うようにいたして参りたいと思つております。

○田中一君 せんだつての杉村教授の意見としては、相当大幅に建設大臣の権限が強化される、権限が強いというふうに言われておるのです。で、理事五名、監事三名以上という、「以上」という点ですが、何名くらいまで理事、監事を持つとするのか。さうしてどのような形で、どのような分野から理事、監事を持つとするのか。私、今までいろいろなものを調べてみましたが、何名以上の「以上」というのは無意味です。理事五名以上というものは、理事を五百名置いても差しつかえない。監事三名以上になつておりましたが、監事を百名置いても差しつかえないというところなんです。さういふところは、どういふお考えを持つておるのか。規定をし、なおかつどういふ分野から何人くらい選ぶような構想か。これだけくらは一つ構想はあると思つて、一つ御説明願いたいと思つておるんです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 建設大臣の権限が非常に強過ぎるというお言葉であります。これは決してさういふことを意図して立法してありません。これは、これら閣下さればわかると思つて、これに似た制度と何も一般的な建前は変わっておりません。特別なところは一つもありません。他の公団、公共企業体等の方式をそのまゝとつておつて、形式的に建設大臣の名前が出てくるものですからいかにも強そうに見えますが、特殊なことは考えておりません。

はおかしいじゃないか。これも実はほかの例をそのまゝとつておる最近の立法例の表れ方でありまして、何十人も置く考えではありません。いずれはきめる問題ではあります。私の今の気持ちを申せば、やはり五人程度のところが当然であらうかと考えております。さうしてどういふ方面からという点については、法律にも明記はいたしております。委員のうち二人は、地方の団体の代表というよりな考え方も持つておるもので、いろいろなこの事業を実行する面でスムーズにいくように、中央地方が一体になつて動けるように考えておりますので、それ以上どういふ面からどういふ具体的なことは、別にきめておるません。

○田中一君 いや、むしろおきめになつていないから、構想を伺つておるのです。さういふものは何もない、たとへば理事五名以上置くといつても、何名置くかといふことはない、たくさん置くといふことはない、いかにいまいなことでは、御答弁にならない。従つて、理事は何名くらい置くつもりであるか、監事は何名くらい置くつもりであるか、そしてそれは大体出すのに、分野から見てこの方面からこう、あの方面からああ、こうしたの、あつたことを伺つておるのです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 今申し上げましたように、大体今法律で書いておられます。五名程度を目録に考へておるわけです。それからどの方面からだれ、どの方面からだれといふことは、全く今考へておりませんので、公団を進めていくに適當な方面の人を

物色をしていくということにならうかと考へます。

○田中一君 今五名以上とか三名以上とかいふような立法例があるならば、一つここで御説明願いたいと思つておる。

○政府委員(石破二郎君) ここに資料を持つて参つておるんですが、たしか帝都高速交通営団はこのような規定がついておる。なおそれだけではなしに、ほかにも数例あると思つておる。

○田中一君 この杉村教授の言葉を借りてばかりで失礼しますが、建設大臣の権限が強いといふことは、いろいろ理由を述べておられるのです。まあ諸君でも非常に長々いたしますから読みませんけれども、非常に官治的な色彩が強い。さう言つておるのです。十分民間資金も吸収しておるのだから、非常に民主的な運営をするのだ。従つて、国家統制といふか国家の権限を弱めて自由にさせるのだといふことは、今までの御答弁のうちに見られるのですが、その上に立つて、なお官治的な色彩が強い、さう言つておるのです。さういふ点は、杉村教授の批判といひます。意見といふものを、十分部内では御検討なさつていられるかどうか。われわれはもう非常に、五名か六名の参考人の意見を聞きまして、いろいろ感じさせられるところはございます。われわれ知識が低いものでございいます。それ、さういふ点やいろいろの委員も同じだと思つて、これは十分そしやくなすつて、これらに對する一応の御見解を、次の機会にいいですから、あらためて全般を通じて

まして一ぺん御意見を伺いたいと思つておる。

○国務大臣(竹山祐太郎君) いや、よく検討いたすことには決してちやうちよいしたものではありませんが、感じで言われたらすれば、あるいはこの条文でこれが不當だといふ御指摘があれば、われわれもよく検討いたしますが、これの組織的な部分というものは全部最近の立法例で、今度できるのは公団等も全く同じような書き方をいたしておりますので、特に官制統制的な面というものは私自身何も感じておりませんが、よくその意見を具体的に検討いたすことにいたします。

○委員長(石川榮一君) この程度で休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後二時九分開会

○委員長(石川榮一君) ただいまから委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、日本住宅公団法案、住宅融資保険法案、「公営住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めるの件」につきまして、総括質問を続行いたします。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田中一君 午前中に引き続き、先般の参考人の意見に對して建設大臣の御所見を伺いたしたいのですが、建築学会会長の武蔵清氏がさう言つておる。大抵今までの建築学会が持ちますところの住宅政策の大綱というものは、三點にしぼつて考えられる。その第一點はこれは国の住宅政策全体に對する意見ですから、そのつもりでお聞き願いたいと思つておる。

第一點は、狭小住宅が占めてる建

設の割合が非常に多い、その結果狭小な住宅の増加によって庶民階層の住宅水準が低下する。従つて、その計画の規模の配分を適正な割合にしてほしいと、言葉をかえて言うと、大きなものを含めてほしいと、こういう工合に言っておるのです。第二点としては都市にあつては全面的に耐火構造として質的の向上をはかり、そして災害防止と国費の合理的な使用をはかつていただきたいのだ、都市におけるところの耐火建築の採用というのを強調しておる。第三点としては、この第一点と関連して高層集団住宅の形式を採用してくれ、そして土地の利用度を高め、地域の膨張を抑制して都市経費の節減をはかつてほしいと、こういうふうに言つておる。同時にまた、従来までの応急的な住宅政策から一歩前進して、総合的な近代都市の改造という点にまで考え方を掘り下げて、そこから施策してほしいと、こう言つておるのです。で、ここに政府の考へておられますところの公団方式、公営方式、それから公庫方式、この三本立てであるということになつておられるけれども、個々別々な面だけで、別々な歩み方をするのではなからうか、従つて、一元的な計画性に欠けるのではないか、こういう点を指摘しておるのです。

そこで、こういう点はこれはまあ今日では少くとも住宅に関心を持つ者の常識なんです。私は武蔵君がこういう意見を述べられたにつぎまして、私の方から質問しておきます。では、政府案というものは参考人の言つておるところの考え方を尊重しておるか、あるいは考え方にマッチしておるか、あるいは質問をしますと、やはり官学にお

られる立場からかも知れませんが、どうも法案そのものを十分に検討して参りませんから、何とも申し上げられない、こういう答弁なんです。従つて少くとも建築学会会長が学会の総意として発言された問題に對しまして、建設大臣は、この公団法がそのうちのねらみの相当大幅な役目を果しておるものと考えられるかどうか、そして今申し上げた三点、次の都市改造の問題、それから三本立によるところの計画の一元性の欠如という点について、一つ親切に細かにうんちくを傾けて御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ただいまの学会の御意見は結論から申せば、いづれも尊重すべきことであつて、非常にわれわれの今後の政策実行の面においてすべて取り入れなければならぬ問題であると考えております。御批判が十分だけなかつたということは残念であります、あらかじめ政府の具体的な計画等を差し上げてあれば、あるいはそういうことができたかとも思ひますけれども、公団法の法案だけではなかなかその具体性が的確に御批判していただけなかつたということも無理がないと思つておられます。今後さうな点については注意をいたしたいと思ひますが、今御意見をいただきました三点について今後考へていこうと思ひますことを申し上げるならば、狭小過密住宅とも言うべきものが多くて、質的な低下であるという御批判はもう今日までたびたび御注意をいたした点であります、われわれは決して悪意と言ひますが、知りつつやつておる意味ではありませんが、もう言いわけを申す必要もないので、できる

だけこういう線を実行の面におきまして、今年度の予算の範囲内におきまして御注意のような点を改められるだけ改めて参りたいと考えております。それから耐火構造の問題は、これもしばしば申し上げておりますように、われわれとしては最大限の努力をいたすつもりであります、これも今後実行の面におきましてそういうふうにもつて参りたい、御趣旨については何ら異議を差しささむ点はありません。

それから高層の集団住宅を作れという御趣旨も、これもわれわれは考へて参つておる点でありまして、これは主として今後の実行の場合におきまして、公団住宅においてさうなことの實現をはかるべきであつて、公営住宅等ではなかなか費用の関係上思ひにまかせないと思ひますから、公団住宅の計画は一応四階建中層アパートということで予算の基礎にいたしておられますけれども、これは予算の基礎でありまして、その年の情勢に應じまして、費用の許す限り高層集団住宅の實現をはかつていきたいという念願を持っております。

それから三本立の計画に一元的な計画性を持たせなければならぬという御注意、これもわれわれの一番憂慮いたしておる点でありまして、三本立とはいひながら、相互みな関連性を持つておることは重々心得ておりますので、今年度の実行にあたりまして、これを地方的、都市的に、またこまかく言へば都市内においても中央と周辺と、いろいろな点につぎまして、もとより建設省が企画をいたすべき責任でありますから、これを三者ばらばらにな

らぬようにする点については最大の努力を払つて御注意の点を守つて参りたいと思ひます。同時に、総合的な近代構想ということに進んでいく点につぎましては、実は御承知の通り首都建設委員会というものがあつて、首都圏構想というもののついて今日までだいぶ時間をかけて研究審議を續けて参つておりますが、私は就任以来この問題はきわめて重大だと考へまして、ある意味においては一つ一段と飛躍した構想を打ち立てたいと思ひまして、最近もしばしば会合なり準備を進めておりました、御承知のロンドンの都市計画等をもつて、この際全国の都市計画はもとより建設省の当分の仕事としてやつてはおりますが、首都建設については特に一つ力を入れて進めて参りたいと考へて、今日も委員会散会後、都知事初め東京都側と首都建の關係者が寄りまして、今原案作成中の首都圏構想について相談をいたすようなことにいたしておりました。お話の通り今度公団等を中心とするこの住宅計画は、ただ一面においては急遽に住宅を建てなければならぬという当分の要請にこたへなければならぬと考へて、同時に、国家が莫大な負担をしてやる以上は、これを総合的な、お話の近代都市構想に積極的に効果をあらしめるように、この住宅政策と首都建設構想というものがタイアップするようになつて準備を進めておるやうな次第でありまして、なかなか現在の中央地方の財政の状態からいひまして、理想の實現には容易でないと思ひますけれども、これは長い目でみて、首都建設構想というものを今日

こそしつかりとしたものにいたして参なければならぬということを考へておられますので、いづれこの点につぎましては、大體の構想なりでございましたら、ぜひこの委員会にもまた御批判をいただきたいと思つておりますが、実はまだ十分に自信のあるところまで参りませんので、もつぱら準備を進めておるやうな次第であります。

○田中一君 狭小住宅が占めておる割合が多いという点、耐火構造のものが少いという点は、結局四十二万戸の数字を合せるためにさうなつたところと理解してよろしうございませうか。○國務大臣(竹山祐太郎君) これは御質問に對して抗弁するやうになつて恐縮であります、しばしば私も申し上げた通り、狭小住宅ということとは、こゝろから狭小住宅をやつたわけではなくて、公営住宅の制度のもとにおきまして低家賃の家を作るといふことになりまして、勢ひ耐火構造にするためには坪数がある程度減少をいたさなければならぬといふことに相なりまして、大へん世間の批判を受けておるわけでありまして、この点等もいろいろ工夫をいたしまして、できるだけさういふ一方の欠陥を避けるやうに実行の面においては努力をいたしたい。それから耐火構造の面におきまして、今度の三本立を全部合せますと、前年度の耐火率に比しまして約倍の耐火率を持つております点は、私としてはこの点については今回の建前は一歩も二歩も前進をしたものだといふふうに考へております。

○田中一君 どうもおかしいですね、答弁を聞いております。どこまでも耐火建築にするから狭小なものになる

というのですが、耐火建築にしてゆつくりしたものを作ればよい。それがなせ作れないかと伺うと、耐火建築にするから少ないのだ。どうもずつとこの住宅法案に関連する建設大臣の答弁というものは、どこまでも四十二万四千四百二万戸という数字で頭が一ぱいになっておるのじゃないか。何でもかんでも四十二万という数字に合せなければならぬということにきておるのじゃないかと思ふのです。これは建設大臣の責任じゃないでしょうか。これは私の伺つたのは、大蔵大臣から伺つたのです。が、しかしながら当面の当事者としてはその数字に合せざるを得ないということになつてゐるからそうだと思ふのです。が、どうも四十二万戸にこだわつて、いわゆるあなたの考へていらつしやるようなものができないのじゃないかというふうな私も気がするのです。が、そこで、先ほどの杉村教授に関連してさつきからの質問を一つ続けてみたいのだが、今ちよつと非公式に聞いたのですが、資金運用部資金から来る金というものは、償還期日は二十五年にしたいというふうに今非公式に伺つたのですが、二十五年に必ずなりますか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 大体二十五年にいたしたいと考へております。なお、前段のお話につきましては、くどいようであります。決して御趣旨のような意味ではないということとは、第二種公営住宅におきまして、六坪の簡易アパートは二十四、五万程度のものであつて、木造八坪の家と、その建設資金においては多少多くかかるというところであります。これは費用の点や、戸数をいいて増そうということでは

はなくて、むしろ家賃を千円のものゝ八百円程度に下げるといふ努力といひますか、そういう点にねらいがあつたわけでありまして、これらもいろいろ御批判を受けておりますので、必ずしも六坪と八坪の振り合い等はこれに固執することなく、予算的には有無相通ずるほど似たような費用でありまして、それから、実態に応じてそれぞれ入人の御要求に応じていこうと考へております。

○田中一君 二十五年償還の資金運用部資金を借りる、それから地方公共団体の場合はどうなりますか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは多分公団の十六億の分だと思ひますが、これは出資でありますから、一応さういふ償還の年限の問題は考へておりません。

○田中一君 預金部資金は償還するのです。ね、そうするとこれは、本会議だつたと思ひますけれども、建設大臣は、地方公共団体の出資といふものは起債をもつて充当してやろうといふ心がまえがあるのだといふことをおっしゃつておりました。地方公共団体はやはり払うのです。借金ですから。さうすると地方公共団体が借りる、住宅公団に投資する資金として借りる金といふものは預金部資金から出すのですけれども、これは何年償還でございませうか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これはその分は預金部資金になりますか、あるいはほかの資金になりますか、個々のケースとして今後考へなければならぬと思ひますが、預金部資金について言へば、大体申し上げたような二十五年という程度のことにならうかと思ひま

すが、出資でありますので、これが回転をして運転をして行く等のこともありますから、他の借入金とはおのずからまた別個に考慮したいと思ひます。

○田中一君 ですからもしかりに、地方財源があまりあまつてゐるところはないのです。金の余裕がある果はないのです。従つて地方自治法の一部改正といふような法案も出てゐるのです。地方財政の再建をはかるような法案も出てゐるのです。そこで財源の点もやはり国が心配しなければならぬと思ふのです。さうする場合には何年ぐらゐの償還で預金部資金を地方は借りるのかを伺つてゐるのです。かりに政府があつせんする公団の資金と、それから地方公共団体がやはり同じような財源から借りる資金の償還といふものは、同じように考へていいのですか、言葉をかえて言ひますと。

○政府委員(石破二郎君) 同じ住宅につき込むわけでございます。従つてさういふ意味においては償還年限も同一にするといふ議論も成り立つかと思ひますが、公団の政府の資金を借り入れる場合の償還年限につきまして特に考へておきますのは、実はこれは民間資金といふものが相当含まれておりまして、民間資金はある程度短期に償還しなければなりません。さうしますと、建設当初の資金繰りの関係上、どうしましても預金部資金を特に普通の場合より長くしてもならなければ困るといふような点が主な理由になりまして、賃貸住宅については二十五年、分譲の方にはさういふ関係がありませんので、大体二十年程度に考へておりますが、さういふわけでありまして、地方の公団出資のために地方債を起します

分につきましては、さういふ資金繰りの関係がありませんので、同一に考へるといふわけにいくまいと思ひますが、この点につきましてはまだ私の方としては、起債の条件その他については具体的に話し合つております。

○田中一君 では、この起債の問題につきましては、次回の委員会に自治庁長官をお呼び出しを願つてよく聞いてみたいと思ひます。

五十二億の民間資金の投入といひますが、これは先般も本閣参考人がさういふように説明をしておるのです。この金があつた利率で大体二十億程度の最高限度だ。けれども生命保険の会社の団体には四十億と言つてきた。こんなものは出せない。出せないが、まあこれから一ぺんに金が必要ではないから、そのうちにどうにかなるからぼつぼつ出せるようになるだろう。それならば四十億ぐらいの程度のものはいいじゃないかといふような点でもつて、非常に熱意のない考へ方でこの四十億といふものを承知した。さう言つておるのです。これは速記録にちゃんと残つております。さうして償還は五十年といふように何つておりまして、一応五十二億の金が生命保険の団体、損害保険の団体、それから銀行といふものから出るといふことになりまして、あと三十一年度はどういふ形でこれは出資されるのか。それから今の地方債です。地方の投資の金をどういふ一三十一年度はどれだけになるかといふ一つの見通しがあると思ひます。公団を一年で作つて、それをそれつきり休業するのじゃないと思

います。それで一応年次計画が考えられると思ふ。民間資金とそれから地方負担の金との年次計画を一応お示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) まだ資金別の年次計画といふものは実はお示しするところまでは固めておりませんが、大体は今年の筋を追うていく考へておりますけれども、これは民間資金の情勢、政府の財政資金の情勢等からにらみ合せて行つていくべきものと思ひます。まあ今のお話しの保険会社側の言ひ分といふものは、ある意味においては、熱心か不熱心かといふことは言葉で表現はなかなか困難であらうと思ひますが、政府が大いに要請をして保険会社に出資を求めたといふことも半面においては事実でありまして、おれの方に余つておるから出してやろうと言つたのでないことは確かにさうでありますから、さういふ意味において幾らでもあるからやるのだといふことではないと思ひます。大いにこの際政府の住宅政策に協力して、苦しい中でも他にもつともうかる道があるのだけれども、まあそれはがまんして政府の政策に協力をいたしましよといふことの結果でありますから、あるいはいろいろさういふ商売の立場からの発言があつたことであらうと私は想像しておりますが、今日の段階としては、今予定をいたしております五十二億について、私が前にも申し上げたように、保険会社及び銀行等の資金の協力を得るといふ見通しをはつきり持つてやつて参らうと考へております。すし、保険会社側もこれにはいろいろ言ひ方はありますが、結果的にはこの協力をすることとは確約

いたしておるようなわけでありませう。

○田中一君 しかし来年になってこれが出ぬことになりませうと一体どうなるのですか。一応三千年あるいは二年くらの年次計画は持たなければならぬと思ふのですが、その点は頗るかぶりで考へておるのですか。聞くところによると、八百名の人間を機構整備してやるといふことですが、それは来年、再来年の計画といふものがなければ、そういう新しい機構を作つてやる必要は何もないわけですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは全体は、前に申すように、おおむね十カ年計画といふ前提のもとに、今年度の計画を立てた次第でありませうから、その範囲におきましては、今年の計画を基礎といたしまして、全体的には漸次増加をする方向に向つてそれぞれの三本建を進めて参りますが、今私の申しましたのは、その中で民間資金を来年幾ら、どこかの会社から幾ら取るかという個々の具体的問題につきまして、一々のことを決定いたしておるというわけではありませうので、そのことを申し上げたのでありますので、この建前をもつて一カ年の住宅計画を進めていくといふことは、すでに政府としての決定をいたしました基本線でありませう。

○田中一君 三十一年度はこの資金計画といふものは一応のめどがあると思ふ。私はそれを伺つておる。それを原則として地方の投資、それから民間資金の投資といふものはどうなつておるかといふことを伺つておるのです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 今申す通り三十一年度の個々の具体的な計画は近く作成に入ります来年度予算の編成に當つて決定いたしていく問題でありませうから、今個々について数字的には申し上げかねますけれども、今年度の計画の線を推して来年度の計画に相なるといふふうにお考えをいただければ、これは大して間違いないと思へております。

○田中一君 なるほど八月になりますと、また三十一年度予算の原案を組むことになるでしようけれども、もしも地方出資並びに民間資金といふものが来ない場合には、運用部資金または政府出資でもつて全部百六十六億といつておる本年度計画を下回らない予算を組む自信があるか、こういう工合に理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは私は民間資金を加へた政府財政資金の建前が公団の建前でありませうから、この建前ももちろん堅持をいたして参りますが、財政資金が多くなるか民間資金が少くなるかといふことは、政府の全体の財政投資計画といふものとの関連において起つてくる問題と考へておりますので、われわれとしてはこの計画をこのままで押し進めたいと思ふし、また欲を申せば財政資金といふものが多いに越したことはないわけ、しかしこれは全体の予算の方向と民間資金との関係、財政投資の關係等を総合的に考へなければなりませうので、今これだけを切り離して、財政資金で行くか、民間資金で行くかといふことは簡単に申し上げかねると申し上げておるわけでありまして、建前としては、この民間資金を含めた財政投資を基本にした行き方を公団はとつて参るといふわけでありませう。

○田中一君 ちよつと話がそれませうけれども、私はここで八百名ぐらゐの機構を整備して、そうしてその職員によつて百六十六億の資金をもつて二万户を建設しようといふ計画だ、しかし来年度はわからぬ。非常に何もこまかいことを聞く必要はありません。ただ百六十六億を下回らない資金を手に入れた公団といふ經營を円滑にやつていくのだといふ御答弁がないと、私は八百名ないし九百名の職員を入れるといふこと、これ自体が非常に危険と思ふ。再び首切り役を公団の總裁におつつけるといふことになる心配があると思ふ。伺いますと内閣委員会では大体百九十七名、いわゆる二百二十名警備首切りの人員が公団に押し込められるといふことを言明されたさうでありませうが、これは非常にけつこうと思ふ。しかし八百名以上の人間がいなければこれはできないといふならば、私は次年度せめてまあどの株式会社でも設立年限といふものは株式会社ではちやんときめてあるのです。定款に。この会社は三十年、あるいは二十年とか、あるいは五十年とかきめてあるものなんでしょう。存続年限なしに一年でやめるかもわからないといふところに八百名の人間を擁するといふことは、これは非常に危険だと思ふのです。もしも一年乃至二年、三年程度の計画がないならば、これは公団という組織を大幅に機構を作らないで、この法律にありませうに、付則にあるように、設置法も改正されてこれが建設省の警備局でもこの仕事の受託ができるといふふうになるわけでございますから、もしもせめて三年程度の計画が立たないならば、これは機構はできる範圍に縮小して、あとは警備局がこの仕事を――

れども、私はここで八百名ぐらゐの機構を整備して、そうしてその職員によつて百六十六億の資金をもつて二万户を建設しようといふ計画だ、しかし来年度はわからぬ。非常に何もこまかいことを聞く必要はありません。ただ百六十六億を下回らない資金を手に入れた公団といふ經營を円滑にやつていくのだといふ御答弁がないと、私は八百名ないし九百名の職員を入れるといふこと、これ自体が非常に危険と思ふ。再び首切り役を公団の總裁におつつけるといふことになる心配があると思ふ。伺いますと内閣委員会では大体百九十七名、いわゆる二百二十名警備首切りの人員が公団に押し込められるといふことを言明されたさうでありませうが、これは非常にけつこうと思ふ。しかし八百名以上の人間がいなければこれはできないといふならば、私は次年度せめてまあどの株式会社でも設立年限といふものは株式会社ではちやんときめてあるのです。定款に。この会社は三十年、あるいは二十年とか、あるいは五十年とかきめてあるものなんでしょう。存続年限なしに一年でやめるかもわからないといふところに八百名の人間を擁するといふことは、これは非常に危険だと思ふのです。もしも一年乃至二年、三年程度の計画がないならば、これは公団という組織を大幅に機構を作らないで、この法律にありませうに、付則にあるように、設置法も改正されてこれが建設省の警備局でもこの仕事の受託ができるといふふうになるわけでございますから、もしもせめて三年程度の計画が立たないならば、これは機構はできる範圍に縮小して、あとは警備局がこの仕事を――

れども、私はここで八百名ぐらゐの機構を整備して、そうしてその職員によつて百六十六億の資金をもつて二万户を建設しようといふ計画だ、しかし来年度はわからぬ。非常に何もこまかいことを聞く必要はありません。ただ百六十六億を下回らない資金を手に入れた公団といふ經營を円滑にやつていくのだといふ御答弁がないと、私は八百名ないし九百名の職員を入れるといふこと、これ自体が非常に危険と思ふ。再び首切り役を公団の總裁におつつけるといふことになる心配があると思ふ。伺いますと内閣委員会では大体百九十七名、いわゆる二百二十名警備首切りの人員が公団に押し込められるといふことを言明されたさうでありませうが、これは非常にけつこうと思ふ。しかし八百名以上の人間がいなければこれはできないといふならば、私は次年度せめてまあどの株式会社でも設立年限といふものは株式会社ではちやんときめてあるのです。定款に。この会社は三十年、あるいは二十年とか、あるいは五十年とかきめてあるものなんでしょう。存続年限なしに一年でやめるかもわからないといふところに八百名の人間を擁するといふことは、これは非常に危険だと思ふのです。もしも一年乃至二年、三年程度の計画がないならば、これは公団という組織を大幅に機構を作らないで、この法律にありませうに、付則にあるように、設置法も改正されてこれが建設省の警備局でもこの仕事の受託ができるといふふうになるわけでございますから、もしもせめて三年程度の計画が立たないならば、これは機構はできる範圍に縮小して、あとは警備局がこの仕事を――

れども、私はここで八百名ぐらゐの機構を整備して、そうしてその職員によつて百六十六億の資金をもつて二万户を建設しようといふ計画だ、しかし来年度はわからぬ。非常に何もこまかいことを聞く必要はありません。ただ百六十六億を下回らない資金を手に入れた公団といふ經營を円滑にやつていくのだといふ御答弁がないと、私は八百名ないし九百名の職員を入れるといふこと、これ自体が非常に危険と思ふ。再び首切り役を公団の總裁におつつけるといふことになる心配があると思ふ。伺いますと内閣委員会では大体百九十七名、いわゆる二百二十名警備首切りの人員が公団に押し込められるといふことを言明されたさうでありませうが、これは非常にけつこうと思ふ。しかし八百名以上の人間がいなければこれはできないといふならば、私は次年度せめてまあどの株式会社でも設立年限といふものは株式会社ではちやんときめてあるのです。定款に。この会社は三十年、あるいは二十年とか、あるいは五十年とかきめてあるものなんでしょう。存続年限なしに一年でやめるかもわからないといふところに八百名の人間を擁するといふことは、これは非常に危険だと思ふのです。もしも一年乃至二年、三年程度の計画がないならば、これは公団という組織を大幅に機構を作らないで、この法律にありませうに、付則にあるように、設置法も改正されてこれが建設省の警備局でもこの仕事の受託ができるといふふうになるわけでございますから、もしもせめて三年程度の計画が立たないならば、これは機構はできる範圍に縮小して、あとは警備局がこの仕事を――

それも管理その他の問題じゃなくて、實際的設計その他警備に関する仕事をやつてゆくといふような形に持つて行つた方が非常に危険が少いのじやないかと思ふのです。もう建設大臣も首切りといふやつはいやでしよう。よくわかりませう。それを大幅にまた公団に入れて、あるいは政府が、政変があるとかいへば、これは年次計画を持つていなければまた新しい首切りをしなければならぬじやないですか。こういう危険が多分にございませうから、一つ私どもは審議する上において、前提として安心してこれが審議できるというふうな形の計画をもし今でさなれば、一つ次の委員会までに構想をお示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは先にも申し上げたように、そういう御心配はよくわかりませうが、政府の立てました十カ年の計画といふものが基礎をなしておりますから、十カ年先の第二次計画をどうするかといふことは今具体的にはきめておりませんが、十カ年計画といふものの前提としてこれを立てておる次第でありますから、端的に申して公団は今年度半ばに出発をいたすといふことから見ても、これは最低のものとは心得て、今後進めていくことにももちろん話をいたして出発をいたしたわけでありませうから、その今の御心配の点はどうか、われわれとしても同じ立場に立つて考へて参ることでありますから、どうか御心配いだいたかなくとも私は十分御審議いたしたいと思ひます。差しつかえないと考へております。

○田中一君 では、地方出資または民間資金の出資がなかった場合には財政投融資でもつてまかなうという自信はおありなんでしょうね。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これはこの建前をとるつもりで考へておりますが、この相互の間の金額等は今申したいやうにどうそのときの情勢によつて若干の変化はありませうが、守れなくなつてしまふといふようなことは実は考へておりませうし、もちろん住宅政策のための計画でありますから、財政資金、民間資金等の割りふりが変わります。今お話の通りいづれかの資金でこの計画を遂行するのが政府の考へであります。

○赤木正雄君 ちよつと、大臣でなくともかまいませんけれども、土地区画整理事業といふのがどういふ仕事をさされていませうか、明らかにしていただきたい。大臣でなくともいい。

○国務大臣(竹山祐太郎君) この公団の中の……

○赤木正雄君 すべての土地区画整理事業……

○政府委員(湯江操一君) 土地区画整理事業は、現在は都市計画を実行する一つの手段として、ことに都市内の宅地の造成整理、これをやる場合、あるいは都市内の公共施設、たとえば申しますれば公園とか、街路とか、こういうものの用地の取得整理のための手段として事業をいたしております。これが前に国会でございませうか、御審議願ひました土地区画整理法の根拠に基づきまして実行いたしておるわけでありませう。土地区画整理事業の特色は、環境整備、公共施設の整備でございますとか、あるいはそういう公共施設の整備をすることによりまして都市の環境整備をあわせていたす、これ

が土地の価格価値を引き上げることになるものであります。その見返りといったしまして、これに対する減歩をかけることによりまして、それらの手法を織り込みまして、この公共施設の一方では整備をする、かような方式でもってこの土地区画整理をいたしておるのであります。

○赤木正雄君 市街地を造成する、これはもう家を建てる場所では必要でありまして、しかし土地の区画整理もその中に入っておると思う。従つてこの土地区画整理事業の一環として市街地の造成は当然入るものと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(遠江操一君) 御質問の趣意をもう一度。
○赤木正雄君 土地区画整理事業の一環として市街地をどういふふうにするのだと、そういう計画は当然この事業に必ず入るべき性質と思ひますが。

○政府委員(遠江操一君) 御質問に対する答弁として、正確な事を申しておるかどうかわかりませんが、土地区画整理事業の一環として市街地の計画、整備が入るかというのであります。現在やつておりますことは、都市計画法に基く市街地の都市計画、これがまず前提になりまして、その計画を実行する手段として土地区画整理事業を行う。こういう関係に立つて仕事をいたしております。

○赤木正雄君 今度のこの法案の中に市街地を作るための土地区画整理事業をこの公団が施行すると、こういうふうにあります。でありますから、その観点から考えても、先ほどの土地区画整理事業に対してやはり市街地を作る

ということが含まれているよう思うのであります。

○政府委員(遠江操一君) 土地区画整理事業の目的そのものが市街地の造成にある、こういうわけでありまして。この公団法のこの規定は健全な市街地の造成、これは土地区画整理事業が本来そういう目的を持つておるものであります。なおそのことを明らかにする意味におきまして規定をいたしました。土地区画整理事業はもとより市街地の健全な整備をはかることを目的として考えられておる制度でございます。こういうふうな考えで差しつかえないと思ひます。

○赤木正雄君 従つてですね、都市計画委員の決定をすることでありまして、その都市計画として決定された区域内においては、どこに市街地を作るのだということははっきりしていることと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(遠江操一君) お説の通りであります。
○赤木正雄君 それならば、その都市計画事業として決定した区域において市街地を作るためのこの公団としては、どういふ事業をするのでありますか。

○政府委員(遠江操一君) 公団の宅地として造成される地域、これは既成の市街地である場合ももちろんございします。従つて現在までも都市計画の適用されて計画が決定されておる地域である場合もあると思ひます。しかしここで考えられておる公団の区画整理事業におきましては、必ずしもそればかりではございませんで、都市計画が従来決定されてない。たとえて申し

ますれば、東京都の場合で申しますれば、衛星都市に相当するような地域につきまして、新しく都市計画を適用しまして、都市計画を立てて、これに基きまして区画整理事業を行う、こういう場合が想定されるわけでありまして。二様の場合が考えられるというふうに思ひます。

○赤木正雄君 従つて、この公団が仕事する場合に、その前提として都市計画として決定された区域について、まずきめなければいかぬ、こうなると思ひます。

○政府委員(遠江操一君) お話の通りでございます。
○赤木正雄君 もう一つ承りたいのは、首都建設委員会が決定する事業とこの都市計画で決定する事業と、どちらに重点を置かれていいますか、どちらが一体先行いたしますか、あるいはどちらを主としていくのですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 実は首都建設委員会が今やつておりますことは、大きな首都圏構想といひます。広くいろいろなものを取り入れて考えていくこととしておりますから、まただんだんと段階が進んで、個々の具体的な問題にあるいは立法処置をお願いするといふ問題も起るかも知れませんが、今のところは、全体の大まかな輪郭をきめる方に進んでおるやうなわけでありまして、公団がやりますことは、個々の具体的な家を建てる地域、または宅地を造成する地域といふものに現実につかつかつていくわけでありまして、全体の首都圏構想といふものをもとにして個々の計画を公団が実施していくといふふうな考えで参つておりますから、いずれが主いづれが従といふよ

うなことには実は考えておりません。

○赤木正雄君 一つの例をお話いたしますと、あるいはこの国会を周辺とした地域は中央官街建設地域と、こういうふうなことを首都建設委員会が決定されていまして、この観点からこの地域には住宅も自由にできないといふふうなこともあるのであります。そういうことがありますから、かりに公団で土地整理区域内に入つていて事業をしようと思つても、また首都建設委員会の方の事業の関連から非常な支障を来すといふことも事実あるうと思ひます。そういうことは一体どちらを主としてきめるのですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) どもつともなことであります。これは前後いたす場合もありますし、いづれが重いかといふような問題もありません。が、まあ私の考えでは、建設省が一応いづれを主とするべきかといふようなことの判断をいたして、具体的に解決をいたして参りたいと思つております。たとへば今お話しした通りの官街計画といふようなものは、住宅政策で侵すべきでないと思ひますが、一方先般解除をいたしました緑地の計画のごときは、これは住宅政策の立場から先に決定をした緑地計画に、内容的に計画の変更を求めていたといふやうな次第もありませんので、大体私は事態に即応する一即応するといひます。将来の首都圏構想といふものは尊重をいたして、そうしてその中で住宅政策を進めていくために、相互調整をはかつて参りたいと思つております。

○赤木正雄君 大体わかりましたが、この首都建設委員会が決定されると、また中央官街のごとき非常な権限を

持つておられるように思われるので

す。現に私もその事業の計画上に非常に迷惑をこうむつた一人なんです。それでこういう公団で事業をしようと思ひまして、これは首都建設委員会の関係上仕事はできぬといふふうなことがありまして、これは土地区画整理事業以上に重大な権限を持つてきたやうに今思ふのであります。それでその観点を明らかにしておかないと、非常に将来事業をする者は迷惑する。公団で仕事しようと思つても、かりにこういう地域にあるかどうか知りませんが、そういう場合が起つても、仕事はできないといふことになりまして、その観点からもう一度はつきりしておきたい。

○国務大臣(竹山祐太郎君) まことにどもつともなことであります。これは終戦後のいろいろな、まだ不安定といひます。未確定な事態が多いといひます。いろいろな立てました計画もありまして、いろいろ立派な計画、その計画そのものも永久に固定化してしまふといふことでは、お話しのように実際に合わない面が起るということとはよくわかりませんが、私実は就任以来首都圏ですでにきまつた計画の変更を求めたのが、日比谷の図書館の問題と

いい、あるいは緑地の問題といひ、実はむしろ直してもらつたケースの方が多いやうなわけでありまして、私の気が持つては、首都圏構想といひますが、部分的な固定した計画も大事であります。それよりもロンドンのあの計画のやうな、もつと雄大な構想で、一体首都に一千万人入れようといふのか、一千二百万の人口にしようといふのか、それには行政区を越えて全体の計画をどうするかといふやうな点

を、もつと広い範囲において立てていくべきもののように私は今考えまして、すでにきまつた計画等を尊重はいたしませんが、もう少し遠い将来に向つて首都圏構想というものを立てるべきだといふうちに、今委員会の諸君とも話を進めておりまして、いろいろその基礎的構想というものを、この間のつい数日前の委員会においてきめまして、それをもとにして具体的計画を今立案中でありまして、そういうものがだんだんと成長いたして参りますれば、戦後きめました計画等についてもお話しを通り、実態に沿わない面については再検討をいたさなければならぬし、またそれが将来に向つて大事な計画であつたとするならば、尊重をいたしていかねばならぬかと考へますので、よく御注意の点は理解いたしたつもりでありますから、今後運営の面におきまして、さような方に持つて参りたい。今回の住宅政策についても、その点はよくマッチをいたして参りたいと考えております。

○赤木正雄君 大臣の構想では、非常に大きな考えを持つて土地整理をやらなければいかぬと、それは私もその通り思ふんであります。でありますから、これは一つ東京都を離れたほかの地区におきまして、相当大きな構想を持つて、やはりその土地に適した土地整理事業を計画しなければならぬ。でありますから、われわれ今の法案に基いて公団その他が住宅として家を建てたいと思ひましても、根本的に土地整理事業が進んでいないと、私はほんとうはやつていかれぬと思ふんです。その観点がありますからして、よしここはもう公団が家を建

てるには適當と思つても、一般の環境あるいは交通その他を考へて、その土地全体の大きな構想からやつてもらふと、非常に将来迷惑をきたすといふふうに私は思ひます。それで何といつてもこれは土地整理事業をまず先行して、十分考へて、しかる後にこの公団でやる市街地を作らせる。従つて、非常な無理をして土地整理に入れさせて、それからこれを市街地にする、そういう無理をしないように、まずもつて大きな構想で土地整理を入れるといふふうにしてほしいのです。これに対する大臣の考へを承わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) まことに適切な御注意でありまして、私もさうにいたしたいと思つております。今現実のこの計画を遂行するにつきましても、さういふ点はよく注意をいたしましてやつて参りたいと思つております。

○田中一君 赤木さんの質問に関連するわけですが、私は全然反対なのであります。先ほど大臣は、武蔵参事人の都市改造という面にまで住宅の政策の面から発展したいといふような、学会の話といひますか、意向があることを申し上げたところが、それも勘案したいといふ話でございました。私は都市といふものは結局入れ物でございます。入るものの生活あるいは働き、勤勞ですね、そうしたものをから見ますと、將來都市といふものが立体化されて、日本のような狭い土地面積としては縮小されなくてはならぬといふ考へを持っておるのです。私が提案してありますところの法案が審議になりましたら、詳しくお話し申し上げますが、御

説明申し上げますけれども、もうあなたの御存じのように、飛行機に乗つて東京の空を飛んでみましますと、日本の狭い土地の中で、いわゆる首都という東京、この大ききには一瞥を喫するのは私ばかりじゃないと思ふのです。この狭い貧乏な日本が、野放しでどんどん横に広がつてくる、都市というものは、これは都市じゃないですね。やはり人間が自由放任でどこでも住宅を建てて進んでいくといふようなことは、これは政策ではないのです。少くとも都市政策といふならば、都市政策に含まれておるところの住宅政策といふものは、今建設大臣が首都圏において大きな構想を持つて横に延ばしていくといふ、東京都ばかりに限定されない考へを持つていくといふのは、私は絶対反対である。さういふ構想を持つものじゃないと思ふ。そこで首都圏の方の計画に話が飛んでいつてしまつたのですが、住宅政策といふものと都市計画といふものは不可分なものであります。それでこまかい問題につきまして、計画局長に伺ひますが、大臣がどこまでも衛星都市的な計画をもつて、都市計画をもつて、そして住宅政策を完全になし遂げようといふ考へなのですか。あるいは私どもが常に言つておりますところの都市の立体化、そして集約したこじんまりしたものか、あるいは自分の住宅から往復で二時間、三時間かからなければ自分の職場に通えないといふ都市並びに住宅を考へていらつしやるのか、どちらか一つ御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 私の伺つておる限りにおいては、赤木委員も田中委員のお話も少しも私は食い違ひを

感じておりません。全く同じ意味の御主張と私は理解して答弁をいたしておるつもりでありまして、私が首都圏構想を大きく持つておるという意味は、都市を無限に拡大するという前提で申し上げておるのではあります。御承知のように、首都圏のいろいろ御指摘をいただきましたように、すでに決定をいたしました部分的な計画といふものだけでは不十分であると思へますから、現実の問題としては東京都は、これを田中委員のお話しのように入参りたいといふことはだれも望むところであり、私も決して異論を持つておるものではないと思ふし、都心において高層化していくと、必要以上に拡大をしないようにしていくと。しかし現実には御承知の通り、ある意味において無秩序に衛星都市が起りつつありますから、これらを交通あるいは住宅、いろんな角度から産業とマッチした衛星都市といひますか、周囲に分散した都市を作つていくといふことは、これは従来各方面から検討されて参りました都市計画のこれは一環の一部であると思つておりますから、さうな意味で今赤木委員の御意見に私も同調いたしたわけで、従つて、そのことは前段で田中委員のお話をいたしました私のことと、何ら矛盾を感じておりません。その内容としては田中委員のお考へはわれわれも尊重すべきものと考えております。

○田中一君 昨年住宅金融公庫はたしか二億円だと思ひましたが、四億円か、二十万坪の宅地造成をやつておりました。この説明を私は何つたのです。

これはおれの責任じゃないとおつしやればさうかもわかりません。しかしその思想そのまゝをやはり、本年度の予算にもその構想そのまゝ入つておるのであります。たとえば宅地造成事業費として十三億三千八百七十八万円といふものを計上しております。この宅地造成はどこに土地を求めようとなさるのですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 前の国会での御質疑の趣旨は私は理解できないかも知れませんが、私の考へでは、御承知のように、公庫の宅地造成に關する貸付といふものは、求められてやつておることでありまして、これは要求が熾烈でありますから今度もやるつもりであります。これは申し上げるまでもなく、公団のようにみずから計画的に宅地造成をするといふ積極的な面からではなくて、金を貸してくれ、宅地を作るために資金を融通してくれといふ方に資金を融通いたすわけでありまして、しかしおのずから計画性は持たなきゃならぬといふことは心得ておりますけれども、公庫の制度でも一定の地域に集中して宅地を作るといふところまではおそろくなつてはおらぬと思ひますので、さういふ点は今度公団の方がさういふ意味で指導的な宅地造成をする。公庫は求められるままに資金のある限り宅地の取得に金を出す、さういふことには私は理解をいたして、さういふ考へ方で運営をいたしていくつもりです。

○田中一君 では、十三億三千八百万円、この金でどういふところに宅地造成をしようとするか、むろん計画はあると思ふのです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは百万坪のうちには、必要によつては――

三十数万坪予定をいたしておりま
す。国有地の現物出賃を得ました分の
宅地造成をいたす分も、若干重なりま
しう。それからその他の民間私有地
に造成をいたしていくことが大
部分であります。これは前の構想とい
たしましては、東京、大阪その他限ら
れた都市を中心に考えておりました
が、先ほど来申すように、各地にある
程度分散をしろという国会側の御要望
ももちろんだと考えますから、この百
万坪というものが数カ所に集中してや
るようにはならぬと思っております。今
これを地帯別にどこどこというふう
にまでまだ結論を申し上げる段階には
至っておりませんが、必要なところへ
なるべく公団としては集中的に宅地の
造成をいたしたいと、かように考えて
おります。

○田中一君 この事業計画の案を見ま
すと、一般賃貸住宅一万戸、勤労者分
譲住宅一万戸というものの宅地は、こ
の百万坪の中に含まれておるのです
か、含まれておらないのですか。
○国務大臣(竹山祐太郎君) 大体大ま
かに見ますと、約三十万坪ないし四十
万坪の範囲で二万戸は十分に宅地が足
りますから、その他の分は公庫、公営
その他に、あるいは自力建設の宅地に
提供をするつもりで、宅地造成をいた
すわけでありまして、しかし場合によれ
ば、この百万坪の宅地造成をしないこ
ろで既存の宅地に公団住宅を建つ場
合もありますから、全部この中に包含
をするとも考えられませんか。

○田中一君 現在建設省の方の住宅局
の区分の中で、設置法が変更されて宅
地課ができるでしょう。その場合、現
在は宅地課の仕事はだれがやっている
のですか。
○政府委員(石破二郎君) 今宅地行政
については実は統一的に一カ所でやつ
ておるといふ建前になっておりません。
公営住宅の宅地につきましては住宅建
設課、それから住宅金融公庫の分につ
きましては住宅経済課、さらにもう少し
広い意味で土地の行政、土地を対象
とする諸般の行政という面におきまし
ては計画局で所管いたしております。
○田中一君 それでは、今の三人の方
が見えておるでしょうから、三人の方
から、七十万坪の宅地造成の場所、今
建設大臣がまだわからぬなんというこ
とはありやうがないのです。従つて、
その計画局長が考へておる土地の場
所、坪数、それから住宅建設課長並び
に経済課長が考へておるその宅地
の場所を明示願ひたいのです。
○国務大臣(竹山祐太郎君) ごもつと
もなことではありますが、今申すよう
に、実は宅地に関する行政といひます
か、一応やつておることになっており
ますけれども、これを一貫してやつて
おりませんから、公営住宅に関する宅
地は当然そこで心配をするという限
度においてやつておる。公庫は公庫の分
のことを考へておるといふことであり
まして、新たに公団の百万坪の宅地計
画といふものを今のところ考へると
言つても、これは無理なことでありま
して、そのために宅地課を置いて、こ
の百万坪に限らず宅地の制度やまたい
ろいろ取得の問題について今後努力を
して参りたい、かように考へておりま
して、はなはだ不意にやないかと
おっしゃられればそれまでであります
が、今百万坪の分がどこに何坪あると

いうことは用意をいたしておりませ
んの、実ははなはだ申しわけありま
せんが、求められてもそれを個々の数字
的に提供するまでは実は至っており
ません。
○田中一君 では、国の現物は出賃の
土地といふものの場所、数値をお示し
願ひたいのです。
○政府委員(石破二郎君) 国の現物出
賃します約三十万坪程度の土地につ
きましては、大体のおもなところにつ
いては話し合ひがついておりますけれ
ども、具体的にまだ決定いたしておりま
せん。

○田中一君 宅地の取得といふもの
が、あなたがたが権力で命令してそれ
が取れるようなものでないことは、御承
知の通りです。少くとも百万坪の宅
地造成をするといつて予算を組み、そ
うして国の現物出賃の分もまだ三十万
坪というものが明確になつていないの
いうやうなことは、ありやうがないの
ですね。私はこれはどこまでも、現在
に三十万坪と伺ひましたから、国が
現物出賃として出しますところの宅地
造成の予定地といふものの資料を要求
します。
○国務大臣(竹山祐太郎君) わかつて
いる分だけについては資料としてお渡
しします。何も隠しておるわけではあ
りません。たとへて言えば、大阪にお
きまして火薬庫の跡を大部分を政府の
宅地造成の対象として出すといふこと
は大体話がついておりますが、まだで
るだけわれわれとしては広く残存国有
地の中から求めて参りたい。これはお
話しの通り、具体的な問題であります
から、抽象的に幾らときめてみたつて
それが具体的にきまらない限り、申し

上げかねるのは御了承いたしたいと
思うので、われわれといたしましては
今後も努力をいたしまして、公団がで
きますならば公団及び建設省が手を尽
して、残った国有地の中からできるだ
け広く求めて参りたい、かように考え
ておりますから、大阪の例等大体申し
上げて差しつかえのない点につきま
しては、後刻資料として申し上げたい
と思ひます。
○田中一君 私は建設大臣が隠して
いると思つてはいないのです。そうし
た用意がないと思つてゐるのです。
少くとも民間の土地ですとね、ここで
言われると、それは自分で買つて金も
うけをすると思われても何だから、言
われぬ方がよいのですが、しかし国
の土地ならこれは話がついておると思
う。これは予定がございまして明示
できると思ふ。決して建設大臣が隠し
てゐるのじゃなくて、言えないのじゃ
ないかと思ふ。言う材料を持たないの
じゃないかと思つてゐるのです。です
から、何つてゐるのです。資料として
お出しを願ひたいと思ふのです。あと
の七十万坪に対しては、いわゆる
衛星都市的な、先ほど建設大臣がうま
い答弁をされましたけれども、やはりあ
るいは埼玉県か、あるいは神奈川県
か、あるいは茨城県等、隣接の県のど
こかに求めようというやうなことを、
このあなたの部下であるところの局
長、課長級は、今までに再三再四言つ
ておるのですが、あなたの構想の中
には、他府県にわたるやうないわゆる衛
星都市的な構想を求めるやうな意図は
ないものと解釈してよろしうござい
ますか。
○国務大臣(竹山祐太郎君) 私さう

に申した覚えはありませんので、公団
を作つた趣旨からいたしまして、行
政区域を越えた広域域の首都建設計画
を進めるために公団を作るのだとい
うことが、設立の第一の条件といひま
すか、趣意にもなつておるやうなこと
でありますから、御指摘のやうな東京
周辺に住宅地地帯が考えられる場合
におきましては、考へたい。しかし実際問
題として、国会で、どこどこに作るの
だといふことを今私が言明をいたしま
すことは、御心配下さるやうに、ただ
宅地をいたすに止るに暴騰せしめる弊害も
あります。これは実際に着手をいた
しますときに慎重にかかつて参りませ
んと、必要以上の混乱を起しては相済
まぬと思ひます。でも、何も案がない
じゃないかとおつしやられるのに対し
て、はなはだ相済まぬわけでありま
すけれども、私はことさらに慎重に申し上
げておるわけでも、何も手元になん
たりではないわけでもありません。
○田中一君 そつと申しますと、他府県に
わたる衛星都市的な宅地を求めるとい
うことに了解してゐるのですか。
○国務大臣(竹山祐太郎君) 誤解があ
るといけませんから申し上げますが、
住宅公団がやります地域といふもの
は、もちろん都市の内部にもできるだ
けやります。必要の場合においては、
今申す広域域といひますか、他府
県の区域まで及ぼすこともあり得る。
この面を考へております。

○田中一君 そつと申してひた隠しに隠し
ていらつしやる——構想がある、考へ
方があるというのだから、あるの
でしょう。また思いやりがあつて、土地の
高騰を招来してはならぬから言えない

のだということは了承します。けれども、一体こういう宅地の取得というものは簡単にできると思っておりますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) いつも申し上げておりますように、これは非常に大事なむずかしい仕事だから、陣容から立て直して、一つ真剣に取っ組んで参りたい。決して簡単とは考えておりません。

○委員長(石川榮一君) 私からも一言関連して。先ほど来大臣から公団の設立の構想につきまして伺いまして、非常に意を強うするところがあります。この際一言意見を申し上げますと、先ほど来、東京都にいたしまして、中心部ばかりでなしに、行政区画を超越してまでも相当な構想を持ったところの宅地造成をやりたい、いわゆる都市計画の一環が、区画整理をして行政区域外にも及ぶことがあり得るということでありました。これは非常に大きな問題でありまして、私も、実際は今各地で市町村の合併が行われておりますが、貧弱な市町村が二つか三つ集まりまして、あくまでも貧弱な町村は貧弱な町村であります。従つて、東京都のような、また大阪のような大都市は、この大都市に、大都市を中心としての大きな行政区画を作りまして、これを州と申してもけっこうです、あるいは特別都と申し上げてもけっこうですが、そういう広域な範囲にわたる大都市を中心とする田園都市計画等も必要であらうと思ひます。こういう構想は三十年、五十年の後を予想すべきものでありますから、こういう構想を中心として都市計画を立てるべきではないか。住宅の建設でもそう

あるべきだ。同時に、産業経済の規模も、原子力の利用等によりまして格段の進歩もあり、変化も起ると思ひます。及ぶ限りの変化を予想いたしまして、経済の発展、産業規模の、何といひましようか、膨脹、そういうものも考慮のうちに入れまして、住宅政策を進めてもらいたい。

もう一つは、用水の問題です。家を作つても、一番困るものは水です。飲料水のない所に住宅を作つても、意味がない。現在に至るところに飲料水にも事欠く都市が多い。特に東京もその例であります。昭和三十三年ごろには小河内のダムが完成いたしますわけですが、これすらも東京都の増大する人口をまかない得る飲料水ではないわけですから、同時にまた、工業用水も非常に枯渇しておるという状態でありまして、水の面から日本の経済は規制をされ、人口も規制される、生活も規制されるということが必至の状況にあるのです。ですから、住宅の建設をされる場合には、飲料水をどこに求めるか、また工業地帯をどこに設定するか、大都市計画を立てるならば、その工業用水をどこから取るかというようなことも先決にお考えを願ひまして、将来間違つてむだな住宅建設をして、取りこわさなければならぬというふうな状態の起らぬように、その際は思ひ切つた大きな構想のもとに、もちろん高層建築も加味しなければなりません、飲料水を中心とすることも特に重点を置いて御検討をお願いしたいと思います。そういう点についての御配慮はなすつておいででありましようか、それを伺いたい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ごもつと

もでありまして、実は今首都圏の基礎的な構想は、大体東京の都心から五十キロの円周の中を大地域域別に検討をして、いろいろな地帯を考へていこうといったようなことも考へておりますので、当然数府県にまたがる構想になつて考へております。その場合、住宅、産業、道路のこととはもとより、水道のことも当然大きな問題として、現に千葉で工場を作つて水が持つてこれないで非常に困つておるようなことも目の前で見ておりますので、先般東京で相模の水を東京都に入れるといふことの十数年来の懸案を解決いたしました、ただ小河内だけでも足りないの、利根川から水を持つてくる問題を今日から着手をいたさなければならぬと考へておりますので、いろいろ御注意の点はまさに首都圏構想というもので考へていくべきものと思ひますが、それはなかなか容易ならぬ総合的な大計画であります。建設省だけでできるとは考へておりませんけれども、一応われわれがその中心計画を立てまして、また皆さま方の御意見を伺う機会をできるだけ早く持ちたいと考えております。

○田中一君 それで、今石川さんから質問があつたから伺ひたいのですが、五十キロの円を描いてと言われましたので、大体構想がわかりました。早くからそう言つてくれれば、何も私は言ひやしないのですよ。(笑)これは首都圏の案なんですよ。よく承知しております。そこでこれに付帯する道路とか、交通網その他の問題は、一体だれの負担でしようか。道路あるいは電車、バスいろいろあるでしょう、水道、

ガス、そういうものは一体だれの負担でしようか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはもちろん、大構想に伴うこれらの裏打ちのいろいろな計画につきましては、今後の審議決定に待つべきものと思ひますから、今の制度で全部がそれをやり得るとは考へておりません。いろいろ構想に依つて問題の解決点を考へていかなければならぬと考へます。

○田中一君 それでは、私はこれは保留しておきます。

○委員長(石川榮一君) 大臣は今予算委員会の方の御都合があるようでありますから、今日はこの程度で散会いたします。

午後三時二十五分散会